

概 説

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理事件等の受理及び処理

(1) 受 理 人 員

平成19年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理事件等の受理人員総数（移送を除く。）は25,733人である。このうち、新受人員は22,455人、旧受人員（前年末の審理未済人員）は3,278人であり、受理人員に占める比率は、新受人員が87.3%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、旧受人員が12.7%である。

最近13年間の事件の種別ごとの新受人員の推移は、第1表のとおりである。

新受人員総数は、平成8年以降増加傾向にあったが、平成17年からはおおむね減少傾向を示している。その内訳を見ると、平成19年の仮釈放事件の新受人員は、前年に比べて43人増加しているものの、少年院仮退院事件は、同425人減少し、平成14年以降一貫して減少傾向を示している。

第1表 仮釈放等審理事件の新受人員の推移

事 件 の 種 別	平成7年	8	9	10	11	12	13	
人	総 数	16,835	17,030	18,064	18,817	19,461	20,121	21,902
	仮 釈 放	13,072	13,145	13,745	13,910	14,179	14,625	16,027
	仮 出 場	—	—	—	—	—	1	—
	少年院仮退院	3,763	3,885	4,319	4,907	5,282	5,495	5,875
	うち、短期	1,673	1,758	2,111	2,175	2,307	2,269	2,304
員	少年院退院	—	—	—	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指	総 数	100	101	107	112	116	120	130
	仮 釈 放	100	101	105	106	108	112	123
	少年院仮退院	100	103	115	130	140	146	156
数	うち、短期	100	105	126	130	138	136	138

事 件 の 種 別	平成14年	15	16	17	18	19	構成比 (%)	
人	総 数	23,040	23,117	24,131	22,773	22,837	22,455	100.0
	仮 釈 放	17,173	17,452	18,665	17,916	18,085	18,128	80.7
	仮 出 場	1	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	5,865	5,663	5,466	4,857	4,752	4,327	19.3
	うち、短期	2,322	2,116	1,883	1,560	1,439	1,352	6.0
員	少年院退院	1	2	—	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指	総 数	137	137	143	135	136	133	…
	仮 釈 放	131	134	143	137	138	139	…
	少年院仮退院	156	150	145	129	126	115	…
数	うち、短期	139	126	113	93	86	81	…

- (注) 1 指数は、平成7年を100として、小数第1位を四捨五入して算出した（以下同じ）。
 2 平成15年及び同19年にそれぞれ1名の受刑者について、施設の長からの申請によらずに委員会の職権による仮釈放審理事件が各1件あったため、本表に含めて計上した。
 3 平成14年に1名、平成15年に2名の少年院在院者について、その施設の長からの退院の申請があり、委員会において許可の決定があったため、仮釈放等審理事件等として本表に計上したが、人員が僅少なため、指数を省略した。
 4 I 地方更生保護委員会（以下第9表まで同じ。）の2表（6ページ～）参照

(2) 既 済 人 員

平成19年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理事件等の既済人員総数（移送は除く。）は22,236人で、前年に比べ691人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、許可決定は20,399人（既済人員総数の91.7%）、棄却決定は824人（同3.7%）、申請の取下げは1,013人（同4.6%）、その他（死亡、満期釈放等）は0人である。

また、許可と棄却の合計に対する棄却の比率（以下「棄却率」という。）は3.9%であり、事件の種別ごとにこれを見ると、仮釈放事件は4.8%、少年院仮退院事件は0.1%となっている。

第2表 仮釈放等審理事件の既済人員

事 件 の 種 別			総 数	許 可	棄 却	取 下 げ	そ の 他	棄却率(%)
人 員	総 数		22,236	20,399	824	1,013	—	3.9
	仮 釈 放		17,885	16,092	819	974	—	4.8
	仮 出 場		—	—	—	—	—	—
	少 年 院 仮 退 院		4,351	4,307	5	39	—	0.1
	うち、短 期		1,358	1,352	—	6	—	—
構 成 比 (%)	総 数		100.0	91.7	3.7	4.6	—	...
	仮 釈 放		100.0	90.0	4.6	5.4	—	...
	仮 出 場		—	—	—	—	—	...
	少 年 院 仮 退 院		100.0	99.0	0.1	0.9	—	...
	うち、短 期		100.0	99.6	—	0.4	—	...

(注) 1 棄却率は、棄却人員 / (許可人員 + 棄却人員) × 100により算出した。

2 2表(6ページ～)参照

(3) 許 可 の 状 況

仮釈放等審理事件等の既済人員のうち、最近6年間の事件の種別ごとの許可人員の推移は、第3表のとおりである。

許可人員は平成16年まで増加傾向にあったが、少年院仮退院事件及び仮釈放事件の減少に伴い、平成17年から減少傾向に転じている。

第3表 仮釈放等審理事件の許可人員の推移

事 件 の 種 別			平成14年	15	16	17	18	19	構成比 (%)
人 員	総 数		21,740	21,645	22,726	21,423	21,282	20,399	100.0
	仮 釈 放		15,886	16,021	17,260	16,602	16,552	16,092	78.9
	仮 出 場		1	—	—	—	—	—	—
	少 年 院 仮 退 院		5,852	5,622	5,466	4,821	4,730	4,307	21.1
	うち、短 期		2,297	2,123	1,908	1,541	1,463	1,352	6.6
指 数	少 年 院 退 院		1	2	—	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院		—	—	—	—	—	—	—
	総 数		100	100	105	99	98	94	...
	仮 釈 放		100	101	109	105	104	101	...
	仮 出 場		100	—	—	—	—	—	...
数	少 年 院 仮 退 院		100	96	93	82	81	74	...
	うち、短 期		100	92	83	67	64	59	...

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値である。

2 2表(6ページ～)参照

(4) 棄却の状況

仮釈放等審理事件等の既済人員のうち、最近6年間の事件の種別ごとの棄却人員の推移は、第4表のとおりである。近年棄却人員は増加傾向にあり、平成19年は824人と、前年に比べ121人（17.2%）増加している。

第4表 仮釈放等審理事件の棄却人員の推移

事 件 の 種 別	平成14年	15	16	17	18	19	構成比 (%)	
人 員	総 数	426	424	465	668	703	824	100.0
	仮 釈 放	425	424	464	667	701	819	99.4
	仮 出 場	—	—	—	—	—	—	—
	少 年 院 仮 退 院	1	—	1	1	2	5	0.6
	うち、短 期	—	—	—	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	100	100	109	157	165	193	…
	仮 釈 放	100	100	109	157	165	193	…
	少 年 院 仮 退 院	100	—	100	100	200	500	…

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値である。

2 2表（6ページ～）参照

最近6年間の事件の種別ごとの棄却率の推移は、第5表のとおりである。

平成19年における棄却率は、仮釈放事件については、前年に比べ0.7ポイント上昇して4.8%となっている。少年院仮退院事件については、例年0.1%に満たなかったが、前年に比べ0.1ポイント上昇して0.1%となっている。総数としては、0.7ポイント上昇して3.9%となっている。

第5表 仮釈放等審理事件の棄却率の推移

事 件 の 種 別	平成14年	15	16	17	18	19
総 数	1.9	1.9	2.0	3.0	3.2	3.9
仮 釈 放	2.6	2.6	2.6	3.9	4.1	4.8
少 年 院 仮 退 院	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.1
うち、短 期	—	—	—	—	—	—

(注) 棄却率は、棄却人員 / (許可人員 + 棄却人員) × 100により算出した。

(5) 仮釈放許可人員の刑の執行状況

平成19年における仮釈放事件の許可人員16,092人のうち、定期刑の執行を受けた者16,040人について、執行すべき刑期別に、執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を見ると、第6表のとおりである。

総数について見ると、刑の執行率70%以上の者が許可人員全体の95.1%（前年は93.4%）を占めている。

第6表 定期刑仮釈放許可人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59 % 以下	60 ~ 69 %	70 ~ 79 %	80 ~ 89 %	90 % 以上
人 員	総 数	16,040	45	737	4,416	6,798	4,044
	1 年 以 内	1,255	4	29	263	667	292
	2 年 以 内	6,325	27	374	2,056	2,718	1,150
	3 年 以 内	4,785	9	205	1,318	1,921	1,332
	5 年 以 内	2,938	4	117	705	1,214	898
	5年を超える	737	1	12	74	278	372
構 成 比 (%)	総 数	100.0	0.3	4.6	27.5	42.4	25.2
	1 年 以 内	100.0	0.3	2.3	21.0	53.1	23.3
	2 年 以 内	100.0	0.4	5.9	32.5	43.0	18.2
	3 年 以 内	100.0	0.2	4.3	27.5	40.1	27.8
	5 年 以 内	100.0	0.1	4.0	24.0	41.3	30.6
	5年を超える	100.0	0.1	1.6	10.0	37.7	50.5

(注) 15表 (36ページ～) 参照

定期刑仮釈放許可人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い(69%以下)者の構成比は、平成15年以降は減少傾向にある。

第7表 定期刑仮釈放許可人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成14年	15	16	17	18	19
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59 % 以下	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3
60 ~ 69 %	11.2	11.1	9.4	9.1	6.4	4.6
70 ~ 79 %	33.1	33.5	32.8	29.8	29.7	27.5
80 ~ 89 %	35.1	34.9	36.9	37.7	39.6	42.4
90 % 以上	20.1	20.2	20.7	23.3	24.1	25.2

(注) 15表 (36ページ～) 参照

次に、仮釈放事件の許可人員のうち、無期刑の執行を受けた者について、在所期間別に、最近6年間の許可人員の推移を見ると、第8表のとおりである。

平成19年の総数は2人で、前年に比べ3人減少している。

第8表 無期刑仮釈放許可人員の受刑在所期間別推移

年 次	総 数	10 年 以 内	12 年 以 内	13 年 以 内	14 年 以 内	15 年 以 内	16 年 以 内	17 年 以 内	18 年 以 内	20 年 以 内	20年を 超える
平成14年	6	—	1	—	—	—	—	—	1	—	4
15	15	2	—	—	—	—	—	—	—	—	13
16	11	1	—	—	1	—	—	1	—	—	8
17	6	2	—	—	—	—	1	—	—	—	3
18	5	1	—	—	—	—	—	—	—	—	4
19	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 17表 (44ページ) 参照

2 仮釈放等許可取消事件の受理及び処理

平成19年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等許可取消事件(仮釈放等の許可決定から仮釈放等までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、仮釈放等の許可決定を取り消すかどうかを審理するもの)の受理人員は672人(前年は640人)で、その事件の種別ごとの内訳は、

仮釈放許可取消しが572人（同510人）、少年院仮退院許可取消しが100人（同130人）、その他は、前年同様、該当者はなかった。

また、審理の結果、仮釈放等許可取消決定を受けた者は671人（前年は635人）で、仮釈放許可を取り消さない決定を受けた者は1人（同0人）であった。

なお、仮釈放等許可取消決定を受けた者について、取消し後の措置を見ると、被措置者622人中再び仮釈放等許可決定を受けた者は273人、棄却された者は108人、その他（取下げ、満期釈放等）は241人となっている。

3 仮釈放取消事件等の受理及び処理

平成19年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放取消事件（保護観察中の者の行状が特に良好又は不良である場合などに、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの）等の受理人員総数は2,745人（前年は3,184人）である。受理人員の事件の種別ごとの内訳は、仮釈放取消しが869人（受理人員総数の31.7%）、保護観察停止が311人（同11.3%）、保護観察停止解除が149人（同5.4%）、少年院仮退院中の退院が947人（同34.5%）、仮解除が439人（同16.0%）などとなっている。

最近6年間の仮釈放取消事件等の新受人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放取消事件等の新受人員の推移

事 件 の 種 別		平成14年	15	16	17	18	19
人 員	総 数	3,936	3,722	3,756	3,450	3,091	2,662
	仮 釈 放 取 消 し	1,121	1,103	1,096	1,063	1,083	857
	保 護 観 察 停 止	612	558	545	482	363	311
	保 護 観 察 停 止 解 除	458	424	398	371	227	149
	保 護 観 察 停 止 取 消 し	1	—	—	1	2	1
	不 定 期 刑 終 了	—	—	—	1	—	—
	戻 し 収 容	11	16	13	12	13	12
	退 院	1,088	1,109	1,118	996	908	914
	仮 解 除	620	487	560	500	470	403
	仮 解 除 取 消 し	25	25	26	24	25	15
指 数	総 数	100	95	95	88	79	68
	仮 釈 放 取 消 し	100	98	98	95	97	76
	保 護 観 察 停 止	100	91	89	79	59	51
	保 護 観 察 停 止 解 除	100	93	87	81	50	33
	戻 し 収 容	100	145	118	109	118	109
	退 院	100	102	103	92	83	84
	仮 解 除	100	79	90	81	76	65
	仮 解 除 取 消 し	100	100	104	96	100	60

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値である。

2 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。

3 21表（46ページ）参照

また、平成19年における仮釈放取消事件等の既済人員総数（移送を除く。）は2,672人で、前年に比べ13.9%（430人）減少している。既済事由別内訳は、申請等について理由ありとして認められたものが2,603人（既済人員総数の97.4%）、理由なしとしたものが42人（同1.6%）、その他（申請の取下げ等）が27人（同1.0%）となっている。

II 保護観察所

1 保護観察事件の受理

(1) 新受人員の推移

最近13年間の事件の種別ごとの新受人員の推移は、第10表のとおりである。

第10表 保護観察事件の新受人員の推移

事 件 の 種 別		平成7年	8	9	10	11	12	13	14
人 員	総 数	71,851	72,177	76,078	77,266	77,535	75,995	75,114	75,197
	1 号 観 察	51,075	51,173	54,008	54,221	53,856	51,701	49,410	48,643
	うち、短 期	2,708	3,367	3,937	4,187	4,382	4,630	4,676	4,783
	うち、交通短期	31,717	30,893	31,319	30,633	29,684	26,447	24,546	23,334
	2 号 観 察	3,782	3,762	4,205	4,815	5,187	5,357	5,788	5,848
	うち、短 期	1,625	1,739	2,052	2,164	2,250	2,246	2,276	2,251
	3 号 観 察	12,138	12,316	12,829	12,948	13,256	13,254	14,423	15,318
	4 号 観 察	4,856	4,926	5,036	5,282	5,236	5,683	5,493	5,388
	5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	—	—
	指 数	総 数	100	100	106	108	108	106	105
1 号 観 察		100	100	106	106	105	101	97	95
うち、短 期		100	124	145	155	162	171	173	177
うち、交通短期		100	97	99	97	94	83	77	74
2 号 観 察		100	99	111	127	137	142	153	155
うち、短 期		100	107	126	133	138	138	140	139
3 号 観 察		100	101	106	107	109	109	119	126
4 号 観 察		100	101	104	109	108	117	113	111

事 件 の 種 別		平成15年	16	17	18	19	構成比(%)	男	女
人 員	総 数	70,949	68,194	62,562	58,814	54,878	100.0	37,106	5,066
	1 号 観 察	44,207	40,817	36,260	33,549	30,554	55.7	15,388	2,460
	うち、短 期	4,654	4,575	4,271	3,929	3,910	7.1	3,205	705
	うち、交通短期	20,435	18,560	15,916	14,074	12,706	23.2
	2 号 観 察	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344	7.9	3,881	463
	うち、短 期	2,117	1,907	1,547	1,433	1,351	2.5	1,247	104
	3 号 観 察	15,784	16,690	16,420	16,081	15,832	28.8	14,234	1,598
	4 号 観 察	5,371	5,251	4,996	4,473	4,148	7.6	3,603	545
	5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	...	—
	指 数	総 数	99	95	87	82	76
1 号 観 察		87	80	71	66	60
うち、短 期		172	169	158	145	144
うち、交通短期		64	59	50	44	40
2 号 観 察		148	144	129	125	115
うち、短 期		130	117	95	88	83
3 号 観 察		130	138	135	132	130
4 号 観 察		111	108	103	92	85

- (注) 1 指数は、平成7年を100とした数値である。また、5号観察の指数は省略した。
 2 平成19年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。
 3 II 保護観察所（以下第29表まで同じ。）の3～7表（60ページ～）参照

平成19年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察事件の受理人員総数（移送を除く。）は110,694人で、このうち、新受人員は54,878人、旧受人員（前年から継続して保護観察中の人員）は55,816人である。

新受人員について事件の種別ごとに見ると、1号観察（保護観察処分少年）は30,554人（新受人員の55.7%）、2号観察（少年院仮退院者）は4,344人（同7.9%）、3号観察（仮釈放者）は15,832人（同28.8%）、4号観察（保護観察付刑執行猶予者）は4,148人（同7.6%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の新受人員は3,910人（1号観察新受人員の12.8%）であり、同じく交通短期保護観察（以下「交通短期」という。以下同じ。）の新受人員は12,706人（同新受人員の41.6%）である。

新受人員は平成15年から減少傾向にあり、平成19年は前年に比べ6.7%減少となった。特に、1号観察は8.9%（2,995人）と大きく減少している。

なお、平成19年における交通短期を除く新受人員42,172人について、女子は5,066人で前年同様12.0%を占めており、新受人員において女子の占める率は、近年は10%前後で推移している。

(2) 来日外国人の新受人員

平成19年における交通短期を除く新受人員総数42,172人に対し、事件の種別ごとの来日外国人の新受人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の新受人員

	総 数	1 号 観 察				2 号 観 察				3号観察	4号観察
		計	一 般	交 通	短 期	計	長 期	一般短期	特修短期		
新受人員の総数	42,172	17,848	9,946	3,992	3,910	4,344	2,993	1,284	67	15,832	4,148
来日外国人	1,478	203	129	51	23	71	62	9	—	1,166	38
来日外国人の割合(%)	3.5%	1.1%	1.3%	1.3%	0.6%	1.6%	2.1%	0.7%	—	7.4%	0.9%

(注) 24表 (94ページ～) 参照

(3) 罪名・非行名

平成19年における交通短期を除く新受人員について、罪名・非行名別に事件の種別ごとの人員を見ると、第12表のとおりである。

第12表 新受人員の罪名・非行名

	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
総数	17,848	100.0(100.0)	4,344	100.0(100.0)	15,832	100.0(100.0)	4,148	100.0(100.0)
刑法犯	13,805	77.3 (76.5)	3,543	81.6 (80.8)	10,875	68.7 (68.8)	3,221	77.7 (78.4)
強制わいせつ・強姦	140	0.8 (0.8)	126	2.9 (2.9)	399	2.5 (2.7)	164	4.0 (3.5)
殺人	10	0.1 (0.0)	25	0.6 (0.5)	226	1.4 (1.5)	24	0.6 (0.5)
傷害	2,633	14.8 (13.9)	635	14.6 (12.4)	650	4.1 (4.2)	392	9.5 (8.2)
業務上過失致死傷	1,162	6.5 (6.6)	80	1.8 (1.4)	706	4.5 (4.8)	151	3.6 (3.9)
窃盗	7,222	40.5 (39.6)	1,738	40.0 (41.8)	5,433	34.3 (34.6)	1,570	37.8 (40.6)
強盗	209	1.2 (1.6)	344	7.9 (9.3)	763	4.8 (4.5)	62	1.5 (1.5)
詐欺	156	0.9 (1.1)	68	1.6 (1.6)	1,095	6.9 (6.4)	216	5.2 (5.9)
恐喝	756	4.2 (4.6)	278	6.4 (5.8)	355	2.2 (2.3)	110	2.7 (3.0)
暴力行為等処罰に関する法律	208	1.2 (1.1)	44	1.0 (0.8)	43	0.3 (0.3)	31	0.7 (0.8)
その他	1,309	7.3 (7.2)	205	4.7 (4.3)	1,205	7.6 (7.5)	501	12.1 (10.7)
特別法犯	3,794	21.3 (22.1)	662	15.2 (15.8)	4,957	31.3 (31.2)	927	22.3 (21.6)
覚せい剤取締法	97	0.5 (0.6)	120	2.8 (4.2)	3,419	21.6 (20.9)	377	9.1 (9.5)
道路交通法	2,895	16.2 (17.1)	367	8.4 (7.6)	606	3.8 (4.4)	277	6.7 (6.8)
毒物及び劇物取締法	255	1.4 (1.8)	91	2.1 (1.8)	81	0.5 (0.6)	31	0.7 (0.7)
その他	547	3.1 (2.7)	84	1.9 (2.1)	851	5.4 (5.3)	242	5.8 (4.5)
ぐ	249	1.4 (1.3)	139	3.2 (3.4)	…	…	…	…

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

3 8～11表(70ページ～)参照

1号観察から4号観察まで、いずれの人員も窃盗が最も多く、次いで、1号観察では道路交通法違反、傷害、2号観察では傷害、道路交通法違反、3号観察では覚せい剤取締法違反、詐欺、4号観察では傷害、覚せい剤取締法違反の順となっている。これらの上位を占める罪名・非行名は前年とほぼ同じである。1号観察においては、平成元年以降、道路交通法違反の構成比が最も高かったが、近年窃盗の構成比が増加傾向にあり、平成10年に両者の順位が逆転した。

(4) 保護観察期間

平成19年における交通短期を除く新受人員について、事件の種別ごとの保護観察期間を見ると、第13表のとおりである。

第13表 新受人員の保護観察期間

事件の種類別		総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	無期	
人	総数	42,172	170	5,743	6,794	4,265	7,863	6,232	5,755	4,173	1,175	2	
	1号観察	17,848	—	—	—	—	6,436	3,689	3,624	2,949	1,150	…	
	2号観察	4,344	18	280	705	617	913	894	556	336	25	…	
	長期	2,993	17	277	681	366	629	538	311	170	4	…	
	短期	1,351	1	3	24	251	284	356	245	166	21	…	
	3号観察	15,832	152	5,463	6,089	3,645	462	12	6	1	—	2	
	入所度数	初度	10,525	79	2,157	4,364	3,454	456	9	5	1	—	—
		2度	2,348	30	1,344	843	125	4	—	1	—	—	1
		3度	1,099	17	646	396	37	1	1	—	—	—	1
		4度以上	1,859	26	1,315	486	29	1	2	—	—	—	—
	不詳	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4号観察	4,148	—	—	—	3	52	1,637	1,569	887	—	…	
	構成比 (%)	総数	100.0	0.4	13.6	16.1	10.1	18.6	14.8	13.6	9.9	2.8	0.0
1号観察		100.0	—	—	—	—	36.1	20.7	20.3	16.5	6.4	…	
2号観察		100.0	0.4	6.4	16.2	14.2	21.0	20.6	12.8	7.7	0.6	…	
長期		100.0	0.6	9.3	22.8	12.2	21.0	18.0	10.4	5.7	0.1	…	
短期		100.0	0.1	0.2	1.8	18.6	21.0	26.4	18.1	12.3	1.6	…	
3号観察		100.0	1.0	34.5	38.5	23.0	2.9	0.1	0.0	0.0	—	0.0	
入所度数		初度	100.0	0.8	20.5	41.5	32.8	4.3	0.1	0.0	0.0	—	—
		2度	100.0	1.3	57.2	35.9	5.3	0.2	—	0.0	—	—	0.0
		3度	100.0	1.5	58.8	36.0	3.4	0.1	0.1	—	—	—	0.1
		4度以上	100.0	1.4	70.7	26.1	1.6	0.1	0.1	—	—	—	—
不詳		100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4号観察		100.0	—	—	—	0.1	1.3	39.5	37.8	21.4	…	…	

(注) 1 人員のうち、3号観察の不詳の構成比は省略した。

2 12表(86ページ)参照

保護観察期間について、4号観察は、判決確定の日から刑の執行猶予期間の満了するまでの期間であることから、保護観察期間の比較的長い者の占める率が高く、また、1号観察は、原則として保護処分言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察に次いで長い者の占める率が高い。

また、3号観察の期間は、仮釈放の日から残刑期間の満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表で見たように刑の執行率の比較的高い者が多いこともあり、保護観察期間の短い者が多い。加えて、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることなどから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める率が高くなる傾向にある。

さらに、2号観察の期間は、少年院を仮退院した日から仮退院期間の満了するまで(通常は20歳に達するまで)であるため、保護観察期間は、まちまちとなっている。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状などによっては、途中で解除、停止、退院、取消しなどの措置を採られることも少なくない(第16表以下を参照)。

(5) 年 齢

平成19年における交通短期を除く新受人員の事件の種別ごとの年齢層を見ると、第14表のとおりである。

1号観察では前年同様、16・17歳の者が最も多く、41.0%（前年は41.8%）となっている。2号観察では前年に引き続き18・19歳の者が最も多く、41.0%（前年は42.3%）である。

また、3号観察では30～39歳の者が32.5%（前年は33.4%）で最も多く、4号観察では20～29歳の者が38.3%（前年は38.1%）で最も多い。

また、平成19年においては、3号観察対象者の24.5%（前年構成比23.8%）、4号観察対象者の22.0%（前年構成比22.6%）が、保護観察開始時に既に50歳以上であった。

第14表 新受人員の年齢層

年 齢	1 号 観 察			2 号 観 察		
	人 員	構成比(%)		人 員	構成比(%)	
総 数	17,848	100.0	(100.0)	4,344	100.0	(100.0)
16 歳 未 満	4,099	23.0	(21.5)	365	8.4	(7.7)
16 ・ 17 歳	7,313	41.0	(41.8)	1,461	33.6	(31.4)
18 ・ 19 歳	6,436	36.1	(36.7)	1,779	41.0	(42.3)
20 歳 以 上	—	—	(—)	739	17.0	(18.6)
年 齢	3 号 観 察			4 号 観 察		
	人 員	構成比(%)		人 員	構成比(%)	
総 数	15,832	100.0	(100.0)	4,148	100.0	(100.0)
20 歳 未 満	—	—	(0.0)	23	0.6	(0.4)
20 ～ 29 歳	3,104	19.6	(20.0)	1,589	38.3	(38.1)
30 ～ 39 歳	5,141	32.5	(33.4)	970	23.4	(23.9)
40 ～ 49 歳	3,705	23.4	(22.8)	654	15.8	(15.0)
50 ～ 59 歳	2,440	15.4	(16.1)	543	13.1	(14.0)
60 歳 以 上	1,442	9.1	(0.0)	369	8.9	(8.6)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20表(89ページ)参照

2 保護観察事件の終了

(1) 終了人員の推移等

平成19年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察事件の終了人員(移送を除く。以下同じ。)の数は58,535人である。事件の種別ごとに見ると、1号観察は32,641人(終了人員総数の55.8%)、2号観察は4,648人(同7.9%)、3号観察は16,430人(同28.1%)、4号観察は4,816人(同8.2%)、5号観察は0人となっている。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は13,356人(1号観察終了人員総数の40.9%)である。

最近13年間の事件の種別ごとの終了人員及の推移は、第15表のとおりである。

第15表 保護観察事件の終了人員の推移

事 件 の 種 別		平成7年	8	9	10	11	12	13
人 員	総 数	73,663	69,398	73,720	75,475	76,134	75,225	73,560
	1 号 観 察	52,482	48,833	52,461	53,518	53,484	52,280	48,971
	うち、短 期	1,055	2,918	3,567	3,879	4,408	4,352	4,601
	うち、交通短期	32,041	30,254	31,790	31,214	29,899	28,167	24,436
	2 号 観 察	4,027	3,484	3,540	4,272	4,571	4,799	5,397
	うち、短 期	1,791	1,487	1,574	1,948	2,025	2,079	2,280
	3 号 観 察	12,312	12,202	12,626	12,755	13,234	12,958	13,906
	4 号 観 察	4,842	4,879	5,093	4,930	4,845	5,188	5,286
	5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
	指 数	総 数	100	94	100	102	103	102
1 号 観 察		100	93	100	102	102	100	93
うち、短 期		100	277	338	368	418	413	436
うち、交通短期		100	94	99	97	93	88	76
2 号 観 察		100	87	88	106	114	119	134
うち、短 期		100	83	88	109	113	116	127
3 号 観 察		100	99	103	104	107	105	113
4 号 観 察		100	101	105	102	100	107	109

事 件 の 種 別		平成14年	15	16	17	18	19	構成比 (%)
人 員	総 数	75,112	73,667	71,431	66,493	62,505	58,535	100.0
	1 号 観 察	49,418	46,969	43,692	38,899	35,766	32,641	55.8
	うち、短 期	4,818	4,729	4,728	4,447	4,135	3,835	6.6
	うち、交通短期	23,849	21,583	19,433	16,627	14,878	13,356	22.8
	2 号 観 察	5,620	5,731	5,876	5,540	5,135	4,648	7.9
	うち、短 期	2,280	2,242	2,192	2,025	1,687	1,464	2.5
	3 号 観 察	14,697	15,576	16,539	16,793	16,496	16,430	28.1
	4 号 観 察	5,377	5,391	5,324	5,261	5,108	4,816	8.2
	5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
	指 数	総 数	102	100	97	90	85	79
1 号 観 察		94	89	83	74	68	62	…
うち、短 期		457	448	448	422	392	364	…
うち、交通短期		74	67	61	52	46	42	…
2 号 観 察		140	142	146	138	128	115	…
うち、短 期		127	125	122	113	94	82	…
3 号 観 察		119	127	134	136	134	133	…
4 号 観 察		111	111	110	109	105	99	…

(注) 1 指数は、平成7年を100とした数値である。

2 3～7表(60ページ～)参照

(2) 保護観察事件の終了事由

最近6年間の交通短期を除く保護観察事件終了者の終了事由別人員の推移を事件の種別ごとに見ると、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

(ア) 1号観察

平成19年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は13,356人であるが、そのうち、13,041人(97.6%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常、3、4か月で保護観察を解除する形での運用が行われていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者19,285人の終了事由別内訳は、期間満了が1,801人(交通短期を除く1号観察の9.3%)、解除が14,740人(同76.4%)、保護処分取消しが2,713人(同14.1%)、その他(死亡等)が31人(同0.2%)となっている。

なお、解除とは、保護観察の成績が良好で保護観察を行う必要がないと認められるとき、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護観察処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次	総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	
人員	平成14年	25,569	2,581	19,157	3,773	58
	15	25,386	2,400	19,194	3,741	51
	16	24,259	2,431	18,366	3,411	51
	17	22,272	2,233	16,825	3,170	44
	18	20,888	2,067	15,742	3,039	40
	19	19,285	1,801	14,740	2,713	31
指数	平成14年	100	100	100	100	100
	15	99	93	100	99	88
	16	95	94	96	90	88
	17	87	87	88	84	76
	18	82	80	82	81	69
	19	75	70	77	72	53
構成比(%)	平成14年	100.0	10.1	74.9	14.8	0.2
	15	100.0	9.5	75.6	14.7	0.2
	16	100.0	10.0	75.7	14.1	0.2
	17	100.0	10.0	75.5	14.2	0.2
	18	100.0	9.9	75.4	14.5	0.2
	19	100.0	9.3	76.4	14.1	0.2

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(98ページ～)参照

(イ) 2号観察

平成19年における2号観察終了者4,648人の終了事由別内訳は、期間満了が3,072人(2号観察の66.1%)、退院が898人(同19.3%)、戻し収容が10人(同0.2%)、保護処分取消しが656人(同14.1%)、その他(死亡等)が12人(同0.3%)となっている。

なお、退院とは、保護観察の成績が良好で保護観察を行う必要がないと認められるとき、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中の遵守事項違反等により、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別の推移

年次	総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消	その他	
人 員	平成14年	5,620	3,575	1,084	7	931	23
	15	5,731	3,711	1,077	10	913	20
	16	5,876	3,772	1,117	10	961	16
	17	5,540	3,620	971	8	931	10
	18	5,135	3,413	901	10	798	13
	19	4,648	3,072	898	10	656	12
指 数	平成14年	100	100	100	100	100	100
	15	102	104	99	143	98	87
	16	105	106	103	143	103	70
	17	99	101	90	114	100	43
	18	91	95	83	143	86	57
	19	83	86	83	143	70	52
構 成 比 (%)	平成14年	100.0	63.6	19.3	0.1	16.6	0.4
	15	100.0	64.8	18.8	0.2	15.9	0.3
	16	100.0	64.2	19.0	0.2	16.4	0.3
	17	100.0	65.3	17.5	0.1	16.8	0.2
	18	100.0	66.5	17.5	0.2	15.5	0.3
	19	100.0	66.1	19.3	0.2	14.1	0.3

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(98ページ～)参照

さらに、2号観察終了者の終了事由別に少年院における処遇区分を見ると、第18表のとおりである。

第18表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
総数	3,184	100.0	1,393	100.0	71	100.0
期間満了	2,278	71.5	761	54.6	33	46.5
退院	428	13.4	436	31.3	34	47.9
戻し収容	8	0.3	2	0.1	—	—
保護処分取消し	462	14.5	190	13.6	4	5.6
その他	8	0.3	4	0.3	—	—

(注) 26表(98ページ～)参照

(㊦) 3号観察

平成19年における3号観察終了者16,430人の終了事由別内訳は、期間満了が15,527人(3号観察の94.5%)、不定期刑終了が0人、仮釈放取消しが820人(同5.0%)、停止中時効完成が31人(同0.2%)、その他(死亡、恩赦等)が52人(同0.3%)となっている。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察の成績が良好で保護観察を行う必要がないと認められるとき、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中の遵守事項違反等により地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すもので、仮釈放期間について再び服役することになる。

第19表 3号観察終了者の終了事由別の推移

年次	総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他	
人 員	平成14年	14,697	13,536	—	1,039	42	80
	15	15,576	14,417	—	1,030	52	77
	16	16,539	15,383	—	1,021	52	83
	17	16,793	15,716	1	980	43	53
	18	16,496	15,358	—	1,040	37	61
	19	16,430	15,527	—	820	31	52
指 数	平成14年	100	100	—	100	100	100
	15	106	107	—	99	124	96
	16	113	114	—	98	124	104
	17	114	116	100	94	102	66
	18	112	113	—	100	88	76
	19	112	115	—	79	74	65
構 成 比 (%)	平成14年	100.0	92.1	—	7.1	0.3	0.5
	15	100.0	92.6	—	6.6	0.3	0.5
	16	100.0	93.0	—	6.2	0.3	0.5
	17	100.0	93.6	0.0	5.8	0.3	0.3
	18	100.0	93.1	—	6.3	0.2	0.4
	19	100.0	94.5	—	5.0	0.2	0.3

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値であるが、同年に件数がない場合には、最初に件数が計上された年を100とした。また、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(98ページ～)参照

(エ) 4号観察

平成19年における4号観察終了者4,816人の終了事由別内訳を見ると、期間満了が3,275人（4号観察の68.0%）、刑の執行猶予の取消しが1,386人（同28.8%）、その他（死亡等）が155人（同3.2%）となっている。

なお、刑の執行猶予取消しとは、犯罪や保護観察中の遵守事項違反などにより裁判所が執行猶予を取り消すものであり、その1,386人について取消事由別の内訳を見ると、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが1,222人（刑の執行猶予取消しによる終了人員の88.2%）、保護観察中に遵守事項違反をしたことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が145人（10.5%）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが19人（1.4%）となっている。

第20表 4号観察終了者の終了事由別の推移

年次	総数	期間満了	刑の執行猶予の取消し	その他	
人	平成14年	5,377	3,363	1,851	163
	15	5,391	3,467	1,779	145
	16	5,324	3,520	1,650	154
	17	5,261	3,381	1,717	163
	18	5,108	3,304	1,660	144
	19	4,816	3,275	1,386	155
指	平成14年	100	100	100	100
	15	100	103	96	89
	16	99	105	89	94
	17	98	101	93	100
	18	95	98	90	88
	19	90	97	75	95
構成比 (%)	平成14年	100.0	62.5	34.4	3.0
	15	100.0	64.3	33.0	2.7
	16	100.0	66.1	31.0	2.9
	17	100.0	64.3	32.6	3.1
	18	100.0	64.7	32.5	2.8
	19	100.0	68.0	28.8	3.2

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表（98ページ～）参照

3 保護観察事件の係属

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の事件の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

事 件 の 種 別		平成7年	8	9	10	11	12	13
人	総 数	59,061	61,798	64,160	65,883	67,278	68,018	69,543
	1 号 観 察	34,538	36,847	38,403	39,054	39,433	38,823	39,245
	うち、短 期	1,667	2,115	2,479	2,786	2,761	3,027	3,105
	うち、交通短期	11,144	11,772	11,292	10,708	10,496	8,768	8,877
	2 号 観 察	4,338	4,607	5,275	5,813	6,423	6,977	7,371
員	うち、短 期	2,055	2,288	2,763	2,969	3,190	3,353	3,353
	3 号 観 察	5,810	5,924	6,110	6,304	6,317	6,625	7,130
	4 号 観 察	14,375	14,420	14,372	14,712	15,105	15,593	15,797
	5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
	指 数	100	105	109	112	114	115	118
数	1 号 観 察	100	107	111	113	114	112	114
	うち、短 期	100	127	149	167	166	182	186
	うち、交通短期	100	106	101	96	94	79	80
	2 号 観 察	100	106	122	134	148	161	170
	うち、短 期	100	111	134	144	155	163	163
	3 号 観 察	100	102	105	109	109	114	123
	4 号 観 察	100	100	100	102	105	108	110

事 件 の 種 別		平成14年	15	16	17	18	19	構成比 (%)
人	総 数	69,601	66,816	63,534	59,540	55,816	52,133	100.0
	1 号 観 察	38,454	35,650	32,742	30,059	27,821	25,718	49.3
	うち、短 期	3,071	2,988	2,828	2,649	2,439	2,508	4.8
	うち、交通短期	8,363	7,210	6,336	5,621	4,841	4,197	8.1
	2 号 観 察	7,608	7,450	7,009	6,353	5,919	5,607	10.8
員	うち、短 期	3,322	3,201	2,920	2,437	2,184	2,068	4.0
	3 号 観 察	7,749	7,949	8,096	7,715	7,304	6,701	12.9
	4 号 観 察	15,790	15,767	15,687	15,413	14,772	14,107	27.1
	5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
	指 数	118	113	108	101	95	88	…
数	1 号 観 察	111	103	95	87	81	74	…
	うち、短 期	184	179	170	159	146	150	…
	うち、交通短期	75	65	57	50	43	38	…
	2 号 観 察	175	172	162	146	136	129	…
	うち、短 期	162	156	142	119	106	101	…
	3 号 観 察	133	137	139	133	126	115	…
	4 号 観 察	110	110	109	107	103	98	…

(注) 1 指数は、平成7年を100とした数値である。

2 3～7表(60ページ～)参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成19年末現在保護観察中の者について事件の種別ごとにその状態別の内訳を見ると、第22表のとおりである。

なお、1号観察の良好停止とは、保護観察の成績において良好な状態が継続しており、指導監督及び補導援護の措置を停止するときに行われるものである。4号観察の仮解除とは、保護観察の成績が良好な状態が継続するなど、社会の順良な一員として更生したと認められるとき、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申請に基づき、決定を持って行うものであり、前述の解除や退院と異なり、保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないものであるが、取消権を留保しながら保護観察を仮に中止している処分であるから、必要があれば再び保護観察を開始することも可能である。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態をいう。

さらに、3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったとき、法により3号観察のみ、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続することが可能であるからで、その他の事件については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察を終了せざるを得ないからである。

第22表 平成19年末現在保護観察中の者の状態別人員

事 件 の 種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	良好停止	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	52,133	-6.6	49,563	11	467	1,129	964
	1 号 観 察	25,718	-7.6	25,171	11	…	243	293
	2 号 観 察	5,607	-5.3	5,405	…	…	67	135
	3 号 観 察	6,701	-8.3	6,301	…	…	284	116
	4 号 観 察	14,107	-4.5	12,686	…	467	535	420
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	95.1	0.0	0.9	2.2	1.8
	1 号 観 察	100.0	…	97.9	0.0	…	0.9	1.1
	2 号 観 察	100.0	…	96.4	…	…	1.2	2.4
	3 号 観 察	100.0	…	94.0	…	…	4.2	1.7
	4 号 観 察	100.0	…	89.9	…	3.3	3.8	3.0

(注) 3～7表 (60ページ～) 参照

4 保護観察中の犯罪・非行

平成19年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者を事件の種別ごとに見ると、第23表のとおりである（なお、仮釈放ないしは刑の執行猶予を取り消された者については、26表 (98ページ～) を参照）。

再処分率の事件の種別ごとの内訳は、4号観察が30.5%（前年は34.2%）で最も高く、次いで、2号観察が20.7%（同22.2%）、1号観察が17.2%（同17.9%）、3号観察が0.6%（同0.8%）となっている。

事件の種別による処分の構成比は、1号観察では少年院送致が48.0%で最も高く、次いで、再び1号観察に付された者が40.7%、罰金が6.6%となっており、2号観察では少年院送致となった者が61.7%を占め、次いで、1号観察に付された者が29.7%を占めている。また、3号観察では、懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が41.4%を占め、次いで、罰金が36.4%を占めている。4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が83.2%とその大部分を占めている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

事件の種別	保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) -×100 (A)	
		計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1 号 観 察	罰 金	拘 留 ・ 科 料	起 訴 猶 予	その他		
			実 刑	猶 予								
人 員	総 数	45,179	5,846	1,312	131	2,186	1,635	462	4	108	8	12.9
	1号観察	19,285	3,320	36	104	1,594	1,350	219	1	8	8	17.2
	2号観察	4,648	960	15	20	592	285	46	—	2	—	20.7
	3号観察	16,430	99	41	—	—	—	36	1	21	—	0.6
	4号観察	4,816	1,467	1,220	7	—	—	161	2	77	—	30.5
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	22.4	2.2	37.4	28.0	7.9	0.1	1.8	0.1	…
	1号観察	…	100.0	1.1	3.1	48.0	40.7	6.6	0.0	0.2	0.2	…
	2号観察	…	100.0	1.6	2.1	61.7	29.7	4.8	—	0.2	—	…
	3号観察	…	100.0	41.4	—	—	—	36.4	1.0	21.2	—	…
	4号観察	…	100.0	83.2	0.5	—	—	11.0	0.1	5.2	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯・再非行をしても期間中に刑事処分が確定しないか保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、集計上、ここでいう保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めなかったが、起訴猶予は含めている。

2 43表 (136ページ～) 参照

また、平成19年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者について、事件受理時の罪名・非行名別の再処分率を事件の種別ごとに見ると、第24表のとおりである。

1号観察及び2号観察では、窃盗の再処分率が毎年高く(1号観察21.5%、2号観察28.1%)、窃盗の再犯の半数以上は再非行による処分として少年院に(再)送致されている。

3号観察では、他の事件の種別と比べて再処分率は全般に低率であり、毒物及び劇物取締法違反(2.4%)、強盗(1.5%)が比較的高い。

逆に、4号観察では、他の事件の種別と比べて再処分率は全般に高率である。また、再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、4号観察終了者の25.3%(1,220人)が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の実刑に処せられている。さらに、事件受理時の罪名別では、毒物及び劇物取締法違反(41.9%)、窃盗(37.6%)、覚せい剤取締法違反(34.5%)が比較的高率となっている。

第24表 保護観察終了者の受理時罪名・非行名別再処分率

罪 名 ・ 非 行 名	1 号 観 察		2 号 観 察		3 号 観 察		4 号 観 察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	19,285	17.2	4,648	20.7	16,430	0.6	4,816	30.5
刑 法 犯	14,832	18.3	3,766	21.8	11,338	0.6	3,690	31.5
強制わいせつ・強姦	151	7.9	137	8.0	417	0.5	143	21.7
殺 人	5	—	21	—	275	0.7	27	11.1
傷 害	2,690	17.3	590	18.5	700	0.4	427	30.7
業務上過失致死傷	1,213	6.9	73	9.6	750	0.3	230	16.5
窃 盗	7,759	21.5	1,894	28.1	5,666	0.7	1,863	37.6
強 盗	336	13.4	446	14.8	809	1.5	41	24.4
詐 欺	193	10.9	75	5.3	1,066	0.4	265	25.3
恐 喝	950	17.7	306	18.3	375	1.1	169	23.7
暴力行為等処罰に関する法律	205	15.6	37	13.5	46	—	39	23.1
そ の 他	1,330	16.3	187	16.6	1,234	0.2	486	27.0
特 別 法 犯	4,176	13.1	740	14.1	5,092	0.5	1,126	27.2
覚せい剤取締法	118	8.5	179	10.6	3,500	0.7	504	34.5
道路交通法	3,187	12.7	366	16.1	638	—	378	20.1
毒物及び劇物取締法	392	19.9	95	17.9	84	2.4	43	41.9
そ の 他	479	11.1	100	9.0	870	0.2	201	18.9
ぐ 犯	277	21.3	142	24.6	…	…	…	…

(注) 1 保護観察中に再犯・再非行をしても期間中に刑事処分が確定しないか保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、集計上、再処分率には含めなかったが、起訴猶予は含めている。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

3 31表(112ページ～)、43表(136ページ～)参照

5 環境調整事件の実施状況

平成19年において、全国の保護観察所で取り扱った環境調整事件の受理及び処理人員は、第25表のとおりである。

新受人員(身上調査書及び帰住予定地通知書を受理したものの延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。)は51,992人で、前年に比べ2,354人(4.3%)減少している。その内訳は、受刑者が46,823人で1,756人(3.6%)減少し、少年院在院者は5,169人で598人(10.3%)減少している。また、婦人補導院在院者は0人(前年も0人)である。

他方、終結人員(延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。)は52,449人で、前年に比べ362人(0.7%)増加している。内訳は、受刑者が46,909人で829人(1.8%)増加したが、少年院在院者は5,540人で467人(7.8%)減少している。また、婦人補導院在院者は0人(前年は1人)である。

その他、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は2人である。また、観察法に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する環境調整事件が5件、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する環境調整事件が220件、それぞれ処理されている。

第25表 環境調整事件の受理及び処理人員

事 件 の 種 別	前年から 繰越し	受 理				処 理			年末現在 係 属 中
		総 数	身 上 調 査 書	帰住予定 地通知書	短期又は 長期処遇 から移行	総 数	終 結	短期又は 長期処遇 に 移 行	
総 数	66,148	51,994	51,799	193	2	52,451	52,449	2	65,691
受 刑 者	62,173	46,823	46,633	190	…	46,909	46,909	…	62,087
少年院・婦人補導院在院者	3,975	5,171	5,166	3	2	5,542	5,540	2	3,604

(注) 51～53表 (154ページ～) 参照

6 援護等及び更生緊急保護事件の実施状況

(1) 更生緊急保護事件の受理人員

平成19年において、全国の保護観察所で受理した更生緊急保護事件の人員は14,089人で、前年に比べ1,303人(10.2%)増加している。この内訳は、刑の執行終了が9,634人(前年より962人, 11.1%増)、刑の執行猶予が1,822人(同37人, 2.0%減)、起訴猶予が1,969人(同237人, 13.7%増)、罰金・科料418人(同102人, 32.3%増)、労役場出場者・仮出場者が220人(同56人, 34.1%増)であり、少年院退院者・仮退院者が26人(同17人, 39.5%減)であった。

(2) 自庁保護の実施状況

最近6年間の自庁保護実施人員の推移は、第26表のとおりである。

平成19年において、全国の保護観察所が直接、援護等及び更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は16,761人で、前年に比べ1,947人(13.1%)増加している。また、内訳は、援護等が5,204人(実施人員総数の31.0%)で、前年に比べ535人(11.5%)増加しており、更生緊急保護が11,557人(実施人員総数の69.0%)で、1,412人(13.9%)増加している。

第26表 自庁保護実施人員の推移

事 件 の 種 別		平成14年	15	16	17	18	19	構成比 (%)
人 員	総 数	12,820	12,725	12,795	13,236	14,814	16,761	100.0
	援 護 等	4,672	4,180	4,023	4,125	4,669	5,204	31.0
	更 生 緊 急 保 護	8,148	8,545	8,772	9,111	10,145	11,557	69.0
指 数	総 数	100	99	100	103	128	145	…
	援 護 等	100	89	86	88	106	118	…
	更 生 緊 急 保 護	100	105	108	112	142	162	…

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値である。

2 55表 (159ページ) 参照

援護等及び更生緊急保護の実施人員の措置別内訳は、食事給与が2,204人(前年比274人, 14.2%増)、衣料給与が974人(同72人, 8.0%増)、医療援助が32人(同5人, 13.5%減)、旅費支給が2,464人(同253人, 11.4%増)となっている。

なお、同一人に対する2以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況

最近6年間の委託保護実施人員及び同人員の平成14年を100とした指数の推移は、第27表のとおりである。

第27表 委託保護実施人員の推移

事 件 の 種 別		平成14年	15	16	17	18	19	構成比 (%)
人 員	総 数	9,129	9,181	9,888	9,958	9,752	9,422	100.0
	援 護 等	5,968	5,883	6,155	6,079	5,772	5,495	58.3
	更生緊急保護	3,161	3,298	3,733	3,879	3,980	3,927	41.7
指 数	総 数	100	98	105	106	104	100	…
	援 護 等	100	97	101	100	95	90	…
	更生緊急保護	100	99	112	117	120	118	…

(注) 1 指数は、平成14年を100とした数値である。

2 56表 (160ページ) 参照

平成19年において、更生保護施設又は個人に委託して援護等又は更生緊急保護の措置（宿泊所の供与又は食事付宿泊の供与）を実施した人員の総数は9,422人で、前年に比べ330人（3.4%）減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は1,679人（総数の17.8%）で、平成19年に新たに開始した人員は7,689人（同81.6%）である。また、委託先別の内訳は、更生保護施設委託が9,341人、個人委託が27人であり、更生保護施設委託のうち、援護等が5,416人、更生緊急保護が3,925人となっている。

他方、平成19年中の委託保護の措置を終結した人員の総数は7,700人で、前年に比べ374人（4.6%）減少している。委託先別内訳は、更生保護施設委託が7,680人、個人委託が20人であり、更生保護施設委託のうち、援護等が4,353人、更生緊急保護が3,327人となっている。

この更生保護施設への委託保護の終了者のうち、更生緊急保護の終了者（刑の執行の免除を受けた者及び補導処分の執行を終了した者を除く。以下同じ。）3,327人について終了者区分別に宿泊保護日数を見ると、第28表のとおりである。

第28表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の宿泊保護日数

終 了 者 区 分		総 数	5 以 日 内	10 以 日 内	20 以 日 内	1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内
人 員	総 数	3,327	430	270	489	260	471	383	1,024
	刑 の 執 行 終 了 者	2,071	250	170	199	192	324	282	654
	刑 の 執 行 猶 予 者	591	84	49	233	25	51	29	120
	起 訴 猶 予 者	497	63	47	42	30	74	52	189
	罰 金 受 刑 者 ・ 科 料 受 刑 者	110	24	2	10	8	12	12	42
	労 役 場 出 場 者 ・ 仮 出 場 者	38	7	—	4	1	8	6	12
	少 年 院 退 院 者 ・ 仮 退 院 者	20	2	2	1	4	2	2	7
構 成 比 (%)	総 数	100.0	12.9	8.1	14.7	7.8	14.2	11.5	30.8
	刑 の 執 行 終 了 者	100.0	12.1	8.2	9.6	9.3	15.6	13.6	31.6
	刑 の 執 行 猶 予 者	100.0	14.2	8.3	39.4	4.2	8.6	4.9	20.3
	起 訴 猶 予 者	100.0	12.7	9.5	8.5	6.0	14.9	10.5	38.0
	罰 金 受 刑 者 ・ 科 料 受 刑 者	100.0	21.8	1.8	9.1	7.3	10.9	10.9	38.2
	労 役 場 出 場 者 ・ 仮 出 場 者	100.0	18.4	—	10.5	2.6	21.1	15.8	31.6
	少 年 院 退 院 者 ・ 仮 退 院 者	100.0	10.0	10.0	5.0	20.0	10.0	10.0	35.0

(注) 64表 (170ページ) 参照

さらに、更生保護施設への委託保護の終了者のうち、更生緊急保護の3,327人について入所事由を見ると、第29表のとおりであり、頼るべき親族なしが全体の73.4%を占め、次いで、親族と同居を望まずが12.5%、親族が引受けを拒否が12.2%となっている。

第29表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居 を望まず	生活訓練を 受けるため	そ の 他
人 員	総 数	3,327	2,441	405	415	16	50
	刑の執行終了者	2,071	1,451	289	293	9	29
	刑の執行猶予者	591	450	61	67	1	12
	起訴猶予者	497	411	37	41	4	4
	罰金受刑者・科料受刑者	110	91	6	9	1	3
	労役場出場者・仮出場者	38	30	3	3	1	1
	少年院退院者・仮退院者	20	8	9	2	—	1
構 成 比 (%)	総 数	100.0	73.4	12.2	12.5	0.5	1.5
	刑の執行終了者	100.0	70.1	14.0	14.1	0.4	1.4
	刑の執行猶予者	100.0	76.1	10.3	11.3	0.2	2.0
	起訴猶予者	100.0	82.7	7.4	8.2	0.8	0.8
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	82.7	5.5	8.2	0.9	2.7
	労役場出場者・仮出場者	100.0	78.9	7.9	7.9	2.6	2.6
	少年院退院者・仮退院者	100.0	40.0	45.0	10.0	—	5.0

(注) 62表 (166ページ～) 参照

平成19年末現在委託保護中の人員の総数は1,668人で、前年に比べ11人(0.7%)減少しており、これを委託先別に見ると、更生保護施設委託が1,661人、個人委託が7人となっている。更生保護施設委託のうち、援護等が1,063人(構成比64.0%)、更生緊急保護が598人(同36.0%)となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の実施状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第19の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成17年7月15日以降平成19年末までの処理状況は、第30表から第32表のとおりである。

第30表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	受理件数		終結件数		年末現在係属件数	
平成17年	(一)	131	(一)	75	(一)	56
18	(12)	378	(9)	359	(3)	75
19	(8)	448	(11)	432	(一)	91
累計	(20)	957	(20)	866		

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 () 内の数は、医療観察法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る調査の件数であり、内数である。

第31表 生活環境調整事件の処理状況の推移

種別	年次	受理件数		終結件数		年末現在係属件数	
居住地	平成17年	(一)	47	(一)	—	(一)	47
	18	(8)	199	(8)	40	(一)	206
	19	(13)	266	(13)	112	(一)	360
	累計	(21)	512	(21)	152		
入院地	平成17年	(1)	42	(1)	1	(一)	41
	18	(9)	201	(9)	41	(一)	201
	19	(74)	330	(74)	172	(一)	359
	累計	(84)	573	(84)	214		

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 () 内の数は、移送による受理又は終結の件数であり、内数である。

第32表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年次	受理件数				終結件数				年末現在係属件数	
	総数		移送		総数		移送			
平成17年	(一)	19	(一)	—	(一)	—	(一)	—	(一)	19
18	(29)	119	(1)	11	(1)	16	(1)	11	(28)	122
19	(74)	155	(1)	7	(6)	30	(1)	7	(96)	247
累計	(103)	293	(2)	18	(7)	46	(2)	18		

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 () 内の数は、退院許可決定による件数であり、内数である。

III 恩 赦

1 常時恩赦の受理人員

平成19年において、常時恩赦の受理人員総数は212人で、前年に比べ21人（11.0%）増加している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が106人、新受人員が106人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが93人（前年は83人）、刑事施設からが7人（同7人）、検察庁からが6人（同5人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上 申 庁 等	人 員	対前年比(%)	構 成 比(%)
総 数	212	11.0	100.0
旧 受	106	10.4	50.0
新 受	106	11.6	50.0
保 護 観 察 所	93	12.0	43.9
刑 事 施 設	7	0.0	3.3
検 察 庁	6	20.0	2.8

(注) III 恩赦の1表（174ページ～）参照

2 常時恩赦の既済人員

平成19年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は101人で、前年と比べると16人（18.8%）増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が69人（既済人員総数の68.3%）、恩赦不相当が30人（同29.7%）、その他が2人（同2.0%）となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上 申 庁	総 数	相 当					不相当	その他	
		計	特赦	減刑	刑の執行の免除	復権			
人 員	総 数	101	69	—	—	6	63	30	2
	保 護 観 察 所	83	61	—	—	4	57	20	2
	刑 事 施 設	8	—	—	—	—	—	8	—
	検 察 庁	10	8	—	—	2	6	2	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	68.3	—	—	5.9	62.4	29.7	2.0
	保 護 観 察 所	100.0	73.5	—	—	4.8	68.7	24.1	2.4
	刑 事 施 設	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—
	検 察 庁	100.0	80.0	—	—	20.0	60.0	20.0	—

(注) 1 「その他」は、上申の取下げ等による審理終結である。

2 III 恩赦の1表（174ページ～）参照